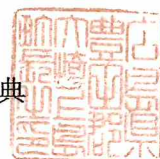


## 公売公告兼見積価額公告

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたから、同法第95条の規定により公告する。  
また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したから、同法第99条の規定により公告する。

平成 29 年 12 月 21 日

広島県豊田郡大崎上島町長 高田 幸典



公売財産の表示	別紙 1 のとおり	
見積価額	別紙 1 のとおり	
公売保証金	別紙 1 のとおり	
公売方法	期間入札(売却区分ごとに売却する)	
公売日時	平成 30 年 1 月 30 日(火)から平成 30 年 2 月 6 日(火)まで	
公売場所	ヤフー株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上	
開札	日時	平成 30 年 2 月 6 日(火)午後 1 時 10 分
	場所	ヤフー株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上
売却決定	日時	平成 30 年 2 月 13 日(火)午前 10 時 00 分
	場所	大崎上島町役場(本庁)1階 住民課
買受代金納付期限	平成 30 年 2 月 13 日(火)午後 2 時 30 分	
買受人の資格 その他要件	国税徴収法第 92 条及び第 108 条第 1 項各号の規定に該当する者は、買受人として公売に参加する資格はない。	
公売財産上の質権者、 抵当権者等の権利の内容の申出	公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他当該財産の売却代金から配当を受けることができる者は、売却決定の前日までに債権現在額申立書によりその内容を大崎上島町住民課まで申し出ること。	
その他の事項	別紙 2 のとおり	

## 公売財産の表示、見積価額及び公売保証金

売却区分番号	公売財産の名称、数量、性質及び所在 公売財産上の賃貸借権等の権利の内容	見積価額 (円)	公売保証金 (円)
1	<p>(土地の表示)</p> <p>所 在 広島県豊田郡大崎上島町木江字伊佐岐 地 番 100 番 3 地 目 雑種地 地 積 902 m<sup>2</sup></p> <p>(主たる建物の表示)</p> <p>所 在 広島県豊田郡大崎上島町木江字伊佐岐 100 番地 3 家屋番号 54 番 種 類 居宅 構 造 木造瓦葺 2 階建 床 面 積 1階 29.75 m<sup>2</sup>、 2 階 29.75 m<sup>2</sup></p> <p>符 号 1 種 類 居宅 構 造 木造瓦葺平屋建 床 面 積 69.42 m<sup>2</sup></p> <p>※地目、地積は登記簿に表示されているものです。</p>	3,520,000	352,000

- 1 公売財産は、大崎上島町南部木江地区内、南東方県道大崎上島循環線(幅員 9m)及び北東方町道(幅員 6m)に接面する、間口約 40m、奥行約 22m のほぼ長方形の平坦な雑種地。
- 2 野賀バス停至近、大崎上島町木江支所まで約 1.0 km、都市計画区域外。
- 3 大崎上島町上水道引込済。
- 4 地籍調査により境界確定済。
- 5 公売財産は一括換価の方法により公売する。

## 別紙 2

### 【その他の事項】

- 1 公売はインターネット上のみで行われ、公売財産の入札をしようとする者(以下「入札者」という)は公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続きが必要です。
- 2 公売参加申込期間は、平成 30 年 1 月 10 日(水)午後 1 時から平成 30 年 1 月 23 日(月)午後 11 時までとします。
- 3 公売参加申込期間及び公売期間には、ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス期間を除きます。
- 4 公売保証金の納付は公売参加申込期間内に、入札者(入札者が法人の場合は当該法人代表者)名義のクレジットカード(一部のカードを除く)及び銀行振込により納付してください。公売保証金の納付を要する公売財産についての入札は、その納付後でなければできません。  
なお、一度行った入札は、変更又は取り消しできません。
- 5 最高価申込者の決定は見積価額以上の入札者のうち、最高価額で入札した者に対して、入札価額をもって平成 30 年 2 月 6 日(火)午後 2 時に大崎上島町役場住民課において行います。
- 6 最高価額での入札者が複数存在する場合は追加入札(期日入札)を行い、最高価申込者を決定します。(次順位買受申込制度有り)  
追加入札該当者などへは、入札期間終了後、電子メールにて追加入札該当者であることおよび追加入札期間をお知らせします。
- 7 最高価申込者とならなかった入札者が納付した公売保証金は、入札終了後に全額返還します。ただし、次順位買受申込者については、最高価申込者が買受代金を納付した後に返還します。
- 8 買受人は速やかに必要書類を提出することにより、町長に登記を請求し権利移転手続をして下さい。その費用(移転登記の登録免許税、登記嘱託書の郵送料等)は買受人の負担となります。  
なお、負担するにあたり、登録免許税の額に相当する金額を国に納付し、その「領収証書」を提出していただきます。ただし、登録免許税の額が 3 万円以下の場合、この登録免許税の額に相当する印紙の提出でも差し支えはありません。
- 9 公売財産に係る町税等の完納の事実が買受代金の納付前に証明されたとき、買受人などが買受代金を納付期限までに納付しなかったとき、又は買受代金納付後であっても取り消すべき重大な理由があったときは売却決定を取り消します。
- 10 入札にあたっては、関係公簿等の閲覧及び公売財産の現状や電柱、支線、街灯、ごみステーションその他施設の位置を直接現地で確認していただき御検討下さい。ただし、公売財産は現所有者のものであり、下見等のために所有者の許可なく無断で敷地へ立ち入ることは御遠慮下さい。
- 11 大崎上島町は現地への立会、現所有者との仲介等について一切致しません。
- 12 大崎上島町は公売財産の引渡義務を負いません。物件内の動産類やごみ等の撤去、占有者の立ち退き、前所有者からの鍵の引渡し等はすべて買受人で行ってください。
- 13 大崎上島町は瑕疵担保責任を負いません。
- 14 買受代金を納付したときに危険負担は買受人に移転します。したがってその後に発生した財産の破損、焼失などによる損害の負担は買受人が負うこととなります。
- 15 公売財産の状況を示すための地図、写真等は大崎上島町住民課税務係において閲覧することができます。
- 16 その他については、大崎上島町役場住民課に備え付けの、「大崎上島町インターネット公売ガイドライン」によります。